

歯科医師国保の給付等一覧

2022年4月1日現在

【保険給付】

給付の種類	給付内容	給付事由
療養の給付	組合員 7割 (入院、入院外) 家族 7割 (")	病気やケガをしたとき
療養費 (償還払い)	一般診療、コルセット、柔道整復費 ※はり、きゅう、マッサージは医師が治療上必要と認めた場合に限りです。	病気やケガの治療を保険でかかれなかったとき ※医師の同意書が必要
傷病手当金	1種組合員 4,000円 (1日につき) 2、3種組合員 1,500円 (1日につき)	組合員本人が入院したとき (年度内90日を限度とする)
出産育児一時金	1児につき42万円が支給されます	出産したとき(妊娠4か月以上の死産含む)
葬祭費	1種組合員 30万円 2種組合員 15万円 3種組合員 10万円 家族 10万円	死亡したとき

【後期高齢者組合員】 ※75歳以上で組合員の資格を有する者

傷病見舞金	後期高齢者組合員 4,000円 (1日につき)	組合員本人が入院したとき (年度内90日を限度とする)
死亡見舞金	後期高齢者組合員 30万円	死亡したとき

【健康診断・節目健診補助】

- ・年度内1回、各種人間ドックや健康診断にかかった費用に対し補助金を支給します。
- ・健康診断と節目健診はどちらか一方のみです。申請用紙が異なりますのでどちらに該当するかよくご確認ください。

・健康診断の費用補助 [対象者及び補助金額]		
① (節目健診に該当しない) 1種組合員本人および配偶者	1名につき	10,000円まで
② (節目健診に該当しない) 2種、3種組合員本人	1名につき	4,000円まで
・節目健診の費用補助 [対象者及び補助金額] (①②③ともに)	1名につき	30,000円まで
① 1種、2種組合員本人で年齢が30歳以上5年毎の節目の年齢に達する者		
② 1種組合員本人が節目健診に該当した場合の配偶者 (配偶者の年齢は問わない)		
③ 3種組合員本人で年齢が20歳以上5年毎の節目の年齢に達する者		

【インフルエンザ予防接種補助】

- ・インフルエンザワクチン接種費用の補助 1名につき3,000円を限度として助成。ただし、13歳未満の方 (2回接種法) で、1回目と2回目の領収書を同時に提出した時に限り、その合算額から5,000円を限度に補助します。
[対 象 者] 被保険者全員 (歯科医師国保の保険証をお持ちの方全員) ※後期高齢者組合員は除く

【高額療養費】

- ・1か月の医療費が一定額を超えた場合に給付 (所得区分により異なる)
- ・事前に限度額適用認定証を提示すると、窓口支払いは限度額内になる。

〈70歳未満〉

区分	自己負担額
ア 所得901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ 所得600万円超 ~ 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ 所得210万円超 ~ 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ 所得210万円以下	57,600円
オ 低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円

〈70歳以上75歳未満〉

	個人単位 (外来)	世帯単位 (入院含む)
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
一般所得者	14,000円	57,600円 (多数回44,400円※)
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ (住民税非課税、年金収入80万円以下)	8,000円	15,000円

- ※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- ※医療機関や薬局で負担した額について、合算して上限額以上になった場合は、後から払い戻されます。

【保険料関係】

・保険料 (均等割賦課額 + 後期高齢者支援金賦課額)	
1種組合員	12,000円 (1人月額)
1種組合員家族	10,000円 (1人月額)
2種組合員	19,900円 (1人月額)
2種組合員家族	9,400円 (1人月額)
3種組合員	12,400円 (1人月額)
3種組合員家族	9,400円 (1人月額)
※上記の保険料には、後期高齢者支援金等賦課額 (月額 3,400円) が含まれます。	
後期高齢者組合員	5,000円 (1人月額)
・所得割保険料 (1種組合員及び後期高齢者組合員のうち対象者に賦課) ※	
① 保険診療者	
ア. 前年の保険診療報酬の合計額の1,000分の6.5に乗じた額。	
イ. 上限 (診療報酬6,000万円以上) 月額 32,500円	
ウ. 下限 (診療報酬 300万円以下) 月額 1,600円 (4月のみ1,900円)	
② 医療法人・非保険診療者 (矯正標榜者)	
ア. 月額 月額 32,500円 (年額390,000円)	
イ. 医療法人・非保険診療者は上限を適用する。ただし、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は保険料調定変更申請を行うことができます。(変更申請は年1回、当該年度の6月末までとする。)	
※後期高齢者組合員の開設する医療機関において、75歳未満の1種、2種組合員を雇用している場合。 ※1医療機関2人目以降の1種組合員は所得割保険料を免除されます。	
・介護納付金保険料 (賦課額)	
組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち、40歳以上65歳未満の者	3,900円 (1人月額)

【高額療養費資金貸付制度】

高額療養費は申請してから保険者の確認を受けて支払われるまで2か月程度かかります。高額療養費が支払われるまでの間、当座の支払いにあてるための資金を無利子で融資する制度です。詳しくは国保支部までお問い合わせください。

【自家診療】

- ・歯科医師国保では規約の定めにより、自家診療の給付を制限しています。次の場合は自家診療に該当し、給付対象外になりますのでご注意ください。(自家処方も対象外です。)
- ① 自己の開設する医療機関で、組合員本人および家族が診療を受けた時
- ② 勤務先の医療機関で、組合員本人および家族が診療を受けた時
※後期高齢者組合員については、自家診療の給付制限はありません。

【その他】

- ・交通事故等について (第三者行為)
交通事故など、他人の行為が原因で傷病をうけ、かつ保険で給付を受ける場合、保険証を使用する際に必ず支部にご連絡ください。第三者行為による負傷届、交通事故証明書、診断書などの提出が必要です。
- ・任意継続制度について
歯科医師国保には社保のような任意継続制度はありません。従って資格を喪失するとすべての受給権を失うことになります。

問い合わせ及び申請書類の請求は、下記の新潟県支部事務所までお願いいたします。
全国歯科医師国民健康保険組合 新潟県支部
〒950-0982 新潟市中央区堀之内南3-8-13
TEL 025-250-7755 FAX 025-283-6692